



川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(第1号) 2138
- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号) 2142
- ◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第3号) 2142
- ◇川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第4号) 2144
- ◇川崎市市税条例等の一部を改正する条例(第5号) 2144
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第6号) 2147
- ◇川崎市区民会議条例を廃止する条例(第7号) 2147
- ◇川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例(第8号) 2148
- ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(第9号) 2148
- ◇川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例(第10号) 2156
- ◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第11号) 2157
- ◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例(第12号) 2158
- ◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例(第13号) 2159
- ◇川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第14号) 2159
- ◇川崎市水道条例の一部を改正する条

- 例(第15号) 2159
- ◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第16号) 2159
- ◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第17号) 2160
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第18号) 2160
- 規 則**
- ◇川崎市興行場法施行細則等の一部を改正する規則(第5号) 2160
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第6号) 2161
- ◇川崎市災害救助法施行細則(第7号) 2163
- ◇川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第8号) 2182
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(第9号) 2182
- ◇川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第10号) 2182
- ◇川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第11号) 2184
- ◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第12号) 2185
- ◇川崎市母子保健法施行細則及び川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則(第13号) 2187
- ◇川崎市墓地条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第14号) 2189
- ◇川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則(第15号) 2189
- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第8号

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則(昭和50年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第29条第1号及び第25号様式の3備考第4項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(川崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表第2第6項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第9号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成14年川崎市規則第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則別表中「平成31年6月30日」を

「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年川崎市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額とする。)」を「(以下「扶養義務者」という。)についての法第19条若しくは第20条(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額」に、「所得税合計年額」を「所得割合計年額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 所得割の額の算定方法は、前項の規定によるほか、次に定めるところによる。
 - 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、扶養親族については1人につき33万円、特定扶養親族については1人につき12万円に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - 当該患者若しくはその配偶者又は扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有するものであるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算出するものとする。
 - 当該患者若しくはその配偶者又は扶養義務者が地